

食品中の放射性物質の新たな基準値

現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていますが、**より一層、食品の安全と安心を確保する観点**から、現在の暫定規制値で許容している年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に変更されます。

なお、小中学校などについては、給食も含めた朝昼夕の3食分の摂取量を考慮して基準値を計算しているため、給食に使用される食品が基準値に適合していれば安全性は十分に確保されると考えられています。

くわしくは、厚生労働省ホームページ内「薬事・食品衛生審議会食品衛生文科会及び薬事・食品衛生審議会食品衛生文科会放射性物質対策部会資料 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023nbs.html>)」を参照してください。



ダメされるな! 違法ドラッグ

【「合法ドラッグ」などと称して売られています!】

違法ドラッグは、「脱法ドラッグ」、「合法ドラッグ」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するものとして販売されているものがあります。

ビデオクリーナー、芳香剤、観賞用植物、ハーブ、お香などを装い販売されているものもありますが、人体への使用により危害が発生するおそれがあり、**法律で製造・輸入・販売等が禁止されています。**

【大変危険です!】

違法ドラッグの摂取や使用は非常に危険です。
興味本位であっても決して摂取や使用をしないで下さい。
使用後に自己コントロールできずにやめられない状態となったり、健康障害や異常な行動を起こしたりすることがあります。

心身を壊す、違法ドラッグの被害例
【転落死】 【幻覚】
【呼吸停止】 【幻聴】
【意識消失】 【妄想】
【急性中毒】 【視覚過敏】
【急性錯乱】 【聴覚過敏】
【後遺症】 【精神運動興奮】

【法律で罰せられます!】

薬事法では、中枢神経系の興奮、若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として指定したものを指定薬物としています。

指定薬物及びこれを含有する物は、同法において〈製造〉〈輸入〉〈販売〉〈授与〉又は販売・授与目的での〈貯蔵〉〈陳列〉は禁止され、これらに違反した者は、同法に基づき3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科の処罰が適用されます。

**北海道・北海道警察・北海道教育委員会
薬物乱用防止対策北海道推進本部**